

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2025年6月24日
【会社名】	株式会社J-MAX
【英訳名】	J-MAX Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 山崎 英次
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地1
【電話番号】	(0584)46-3191（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 棚橋 哲郎
【最寄りの連絡場所】	岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地1
【電話番号】	(0584) 46-3191（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 棚橋 哲郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【提出理由】

当社は、2025年6月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額 23,133,822円

ロ 効力発生日

2025年6月23日

第2号議案 定款の一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行する為、必要となる監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。また、取締役の責任の一部を免除できる旨の規定を新設するものです。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件

山崎 英次、猪熊 篤俊、棚橋 哲郎、松浦 孝一郎を取締役に選任するものです。

第4号議案 監査等委員である取締役3名の選任の件

青山 秀美、竹内 治彦、澁谷 英司を監査等委員である取締役に選任するものです。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名の選任の件

須長 敏彦を補欠の監査等委員である取締役に選任するものです。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬枠の設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する基本報酬額を年額210百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とするものです。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬枠の設定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役に対する基本報酬額を年額50百万円以内とするものです。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬制度の額及び内容決定の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬の額及び内容を改めて設定するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	88,041	4,622	0	(注) 1	可決 95.01%
第2号議案	88,823	3,840	0	(注) 2	可決 95.86%
第3号議案					
山崎 英次	84,567	8,096	0	(注) 3	可決 91.26%
猪熊 篤俊	85,277	7,386	0		可決 92.03%
棚橋 哲郎	89,021	3,642	0		可決 96.07%
松浦 孝一郎	89,121	3,542	0		可決 96.18%
第4号議案					
青山 秀美	85,487	7,176	0	(注) 3	可決 92.26%
竹内 治彦	85,416	7,247	0		可決 92.18%
澁谷 英司	89,218	3,445	0		可決 96.28%
第5号議案	88,720	3,943	0	(注) 3	可決 95.74%
第6号議案	89,194	3,469	0	(注) 1	可決 96.26%
第7号議案	89,292	3,371	0	(注) 1	可決 96.36%
第8号議案	88,459	4,204	0	(注) 1	可決 95.46%

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。